

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

松戸市では、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力して地域課題の解決に取り組む「協働」の推進をまちづくりの方針と位置づけ、平成19年7月に松戸市協働のまちづくり条例を施行しました。この条例に、市の施策として協働の推進に必要な計画の策定とその進捗状況の公表を定めたことから、協働によるまちづくりの基本的な考え方を明示し、協働事業を推進し、市民活動を活性化させるため、第1次協働推進計画（平成21～23年度）及び第2次協働推進計画（平成24～28年度）を策定し、施策を体系化して事業を展開してきました。このたび、推進計画の進行管理に位置づけたアンケート調査による評価情報等を基に各施策を点検し、第3次協働推進計画を策定します。

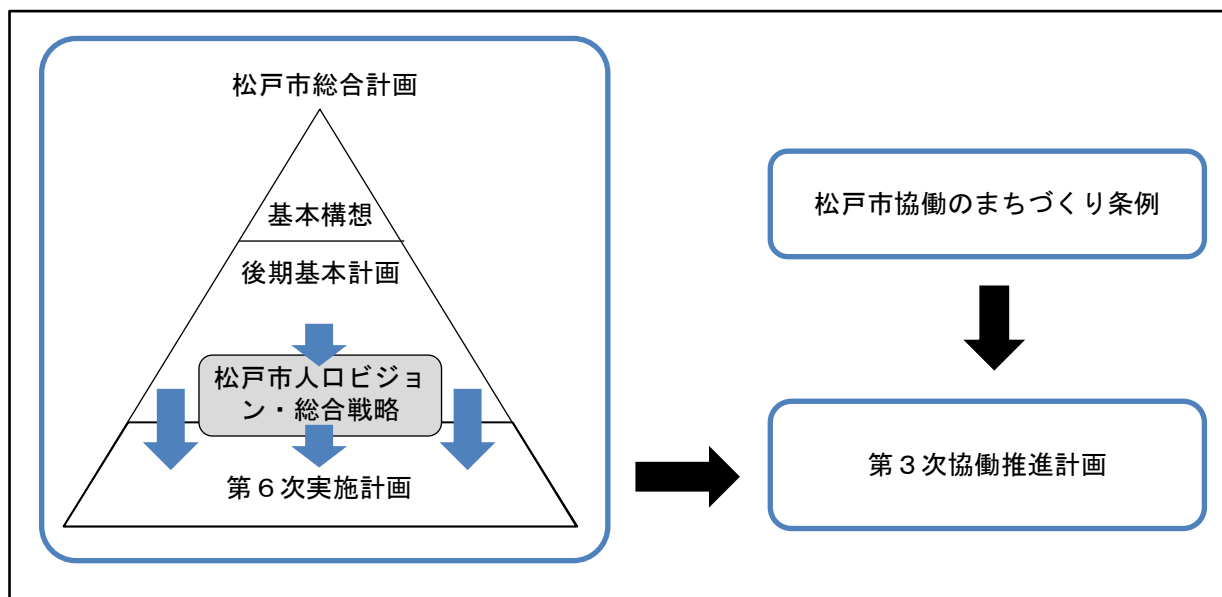
2 計画の位置付け

第3次協働推進計画は、松戸市協働のまちづくり条例第8条¹の規定に基づき、協働によるまちづくりを総合的に推進するため、松戸市総合計画²、松戸市総合戦略（5頁参照）、その他関連する計画などとも整合性を図っています。

¹松戸市協働のまちづくり条例第8条第1号において、市の施策として「協働の推進に必要な計画を策定し、その進捗状況を公表すること」と規定している。

²総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されている。「基本構想」は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記している。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理している。「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画である。

計画の位置づけ



3 計画期間

この計画の期間は、「松戸市総合計画」と整合性を図るため、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

計画期間

松戸市総合計画	松戸市基本構想（23年間） H10～32		
	後期基本計画（10年間） H23～32		
	第4次 実施計画（3年間） H23～25	第5次 実施計画（3年間） H26～28	第6次 実施計画（4年間） H29～32
	第1次 協働推進計画 （3年間） H21～23	第2次 協働推進計画 （5年間） H24～28	第3次 協働推進計画 （4年間） H29～32